

3 具体的支援策

提言 1 家庭教育支援

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や自立心、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担っています。また、子どもにとって家庭は心の拠り所であり、家族との温かいふれあいを通じて、人に対する信頼感や豊かな情操などを身につけていきます。

しかし、近年、いじめ問題や児童虐待など子どもをめぐる問題の深刻化、家庭の教育力の低下が指摘されており、社会全体で家庭教育を支援する必要があります。そのような状況の中、平成18年12月に改正された教育基本法には、「家庭教育」の条文が新設され、家庭教育についての親等の責任や役割、行政の支援などが規定されました。

福岡県では、これまで家庭教育の充実を図るために学習機会や情報提供、指導者や支援者の養成、啓発、相談、調査研究等を行うとともに、子育てグループの育成やネットワークづくりなどに取り組んできました。特に近年は、学校教育と連携した啓発や学習機会の提供などの取組を推進してきたところです。

そういうた福岡県のこれまでの取組の成果を生かすとともに、今後は特に次の6つの取組を進めることを提案します。

なお、本提言では、「家庭教育」とは、父母やその他保護者（以下「親等」）が子どもに対して行う教育であり、子どもの福祉や医療などの対策も幅広く含まれる「子育て」の下位概念と位置づけることとします。

- 1 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進
- 2 学校教育と連携したきめ細かな家庭教育支援
- 3 地域で学び・育つ親子の居場所づくり
- 4 NPO等民間団体や企業等との協働
- 5 インターネット等を活用した情報提供
- 6 家庭教育に関する実態把握

(1) 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進

- 学校やPTAのみならず、社会教育委員や子ども会、婦人会等社会教育関係団体、NPO等民間団体、県内の企業等を巻き込み、運動の趣旨や家庭教育の重要性について幅広く啓発・推進する。

<具体的方策>

- 市町村の教育施策や関係団体の活動方針等の中に、家庭教育支援（「早寝・早起き・朝ごはん」運動）を位置づけ、組織的・計画的な取組を促進する。
- 社会全体で家庭教育支援を行う気運を高めるため、行政や民間団体の指導者研修の実施、企業等の協力を得たPR活動などを展開する。
- 青少年アンビシャスカレンダー（※1）や青少年育成県民会議が推進する「毎月第3日曜日は家庭の日」運動とも連動して、家族や家庭の大切さも併せて啓発する。

◆ 福岡県では、平成18年度から子どもの生活リズムの向上を図る具体的な取組として、学校・PTAと連携して「アンビシャスふくおか家庭教育宣言事業（※2）」を実施しています。

※1 青少年アンビシャスカレンダー（平成13年度から実施）

青少年アンビシャス運動の7つの提案の一つである「家庭でしつかりしつけをしよう」の取組として我が家の約束事を載せたカレンダーを作成・販売している。

※2 「アンビシャスふくおか家庭教育宣言事業」（平成18～20年度）

県内の小中学校PTAが核となり、子どもの生活リズム向上に向けた実践活動（実態調査、研修、目標宣言等）を行う。平成18年度の実施校：138校

平成17年度から、県PTA連合会が取り組んだ「新家庭教育宣言事業」の効果や評価を踏まえ、県が予算化し、協働しながら実施している。

(2) 学校教育と連携したきめ細かな家庭教育支援

- すべての家庭へ直接つながる学校に積極的に働きかけ、教職員の理解を得ながら、子どもの状況や発達段階に応じたきめ細かな家庭教育支援を行う。

<具体的方策>

- 学校と連携した家庭教育支援の必要性について、教職員の理解を深めるために、社会教育関係者との合同研修を実施するなど、社会教育行政と学校教育行政が連携した取組を推進する。
- 社会教育関係者が学校に積極的に働きかけ、入学説明会等を活用した家庭教育研修会の実施、学校を通じた啓発・情報提供、個別支援が必要な親等に対する教職員と連携した相談活動の実施、家庭教育講師の人材バンクの整備など多様な支援を行う。
- 学校と連携協力して、PTAの会員やOB等による「おやじの会」等を組織し、父親の家庭教育・地域参画を促進する。

◆ 福岡県では、県教育庁義務教育課と連携して家庭教育啓発リーフレットを作成・配布したり、学校の入学説明会等を活用して、家庭教育の研修会を実施したりするなど、学校教育との連携を図りながら家庭教育支援を行っています。さらに、いじめ問題の解決に向けて学校・家庭・地域社会が連携した取組を進めています。

(3) 地域で学び・育つ親子の居場所づくり

- 地域の身近な施設の中に親子の学習・交流拠点を開設するとともに、地域全体で子育てを支援する環境を整備する。

<具体的方策>

- 「子どもの居場所づくり」とともに「親子の居場所づくり」が求められている。福祉部局との連携の下、子育ての様々なノウハウを有する幼稚園・保育所、住民に身近な公民館や学校などに子育て中

の親等が気軽に集まり、学習できる拠点づくり（「子育てサロン」等）を促進する。

- 子育て理解促進のため、中高生が「子育てサロン」等において乳幼児やその親とのふれあいを通して、子育ての楽しさ・生命や家族の大切さを理解するような取組を促進する。

◆ 福岡県では、公民館や学校等に子育てサロンを開設している事例が多く見られます。学校の空き教室に開設しているところでは、児童・生徒が休み時間等に乳幼児やその保護者と日常的にふれあうことができ、生命の大切さや家庭の役割等を肌で感じ、学ぶ場となっています。

(4) NPO等民間団体や企業等との協働

- 子育てを支援するNPO等民間団体と積極的に協働する。また、父親の家庭教育や地域参画を促進する上からも、家庭教育の重要性について企業等へ啓発を図る。

<具体的方策>

- 家庭の教育力の低下に強い危機意識を示し、子育ての支援や指導者の育成、不登校児の支援等様々な取組を積極的に行うNPO等民間団体が増加しており、そのノウハウやネットワークを活用した協働事業を推進する。
- 父親等が子どもの基本的生活習慣の育成や地域での親子活動などと一緒に取り組めるように、企業・事業所等への家庭教育出前講座の実施や啓発資料の配布等を行い、家庭教育や地域参画の重要性について啓発を図る。

◆ 福岡県では、子育てを支援するNPO等民間団体と協働して、セミナーや研究会、交流会等を開催しています。

- ◆ 福岡県では、平成15年度から企業・事業所等が子どもを生み育てやすい職場環境づくりを宣言・登録する「子育て応援宣言登録制度」を実施しています。平成19年2月現在の登録企業等は607社です。

(5) インターネット等を活用した情報提供

- 時間・場所に制限されない情報ツールであるITを有効に活用し、気軽に情報提供や相談、意見交換ができる環境を整備する。

<具体的方策>

- 学ぶ機会に恵まれない親や幼児を抱えて身動きがとりにくい親などに幅広く対応するため、パソコンや携帯電話を活用した情報提供や相談、意見交換等の支援体制を整備する。
- メール相談や意見交換等については、行政だけでは限界があり、子育てグループやボランティアと連携しながら対応したり、関連ホームページとのリンクを図る。

- ◆ 福岡県では、県立社会教育総合センターにおいて、パソコンや携帯電話等を活用した家庭教育支援手法の開発研究を行っており、子育てに関するサイト「ふくおか子育てパーク」を立ち上げ、講座や交流会、子育てグループ等の情報提供、メール相談など多様な支援を行っています。平成19年3月は1ヶ月のアクセス数が16万9722件となっています。

※ インターネット等メディアを活用した情報提供・相談については、親同士の生の交流や人間関係づくりを阻害したり、ネット依存にならないような配慮が必要である。

(6) 家庭教育に関する実態把握

- 各市町村において、独自に家庭教育に関する調査を行い、子どもの現状、親の意識やニーズなどを的確に把握し、市町村の家庭教育施策に反映させる。

<具体的方策>

- 市町村社会教育委員の会議において、住民を対象に家庭教育に関する実態調査、課題分析などを行い教育施策に反映させる。
- 学校・PTAと連携して、子どもの基本的生活習慣等に関する調査を行い、学校や家庭と連携して子どもの生活改善に向けた具体的・実践的な取組を実施する。
- 単発的なプログラムではなく、幼児期から青年期までを見通し、子どもの発達段階や課題を踏まえた家庭教育プログラムをつくる。

- ◆ 福岡県では、県立社会教育総合センターにおいて昭和55年から「子どもの意識と親の養育態度」について、乳幼児を持つ親、小学生を持つ親、中学生を持つ親を対象に、それぞれ継続的に調査し、その結果を市町村や関係機関等へ広報・周知しています。
 - ◆ 平成18年度は県PTA連合会と連携して、県内約3万人の子どもや保護者を対象に基本的生活習慣に関する実態調査及び分析を行いました。
 - ◆ 県内の市町村社会教育委員会議においては、学校と連携して子どもの生活状況調査・分析を行い、自治体の教育施策に反映させているところがあります。